

ふるさと納税制度の是正を求める意見書

国は、２００８年度に、生まれ故郷やお世話になった地域、応援したい地域の自治体に寄附することで、代わりに税負担が軽くなる仕組みとして、「ふるさと納税制度」を創設した。

２０１５年度からは、個人住民税からの控除額が拡充されたほか、「ふるさと納税のワンストップ特例制度」が始まるなど、個人が寄附しやすいように制度改正が行われたこともあり、近年、ふるさと納税額が急増している。

多くの自治体は寄附者に対して返礼品を贈呈しているが、より多くのふるさと納税を募ろうと、高額な特産品や換金性の高いものを返礼品として贈呈するなど、制度の趣旨を逸脱した返礼品競争が過熱しており、けっして財政面で余裕があるとは言えない地方交付税の交付団体である町田市でも税収の減につながっている。

町田市では、２０１６年度のふるさと納税による収入が約４千万円に対し、住民税控除額が約２億９千万円で２億５千万円の収支不足が発生している。２０１７年度もさらにその収支不足額が拡大する見込みであり、市税収入の減、さらには市民サービスへの影響を考えると看過することはできない。

よって、町田市議会は、国に対し、被災地への支援等、「ふるさと納税」の本来の趣旨を尊重し、高額返礼品の見直しを図るなど、地方税の応益負担の原則を歪める制度の是正を求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。